

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答		
		頁	章	項		タイトル				
1	実施方針						用語の定義 「構成員」	「構成員は事業者のうち特別目的会社に出資を行う者」とありますが、「①特別目的会社から直接業務を請け負うものかつ 出資を行う者」もしくは「②特別目的会社に出資のみを行う者」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
2	実施方針						用語の定義 「協力企業」	「協力企業は事業者のうち特別目的会社に出資を行わない者」とありますが、特別目的会社から直接業務を請け負う者であって出資を行わない者を示し、構成員の下請で業務を請け負う者ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
3	実施方針	1	第1	1	(4)		資金調達方法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号以下「PFI法」という）の趣旨に準じたDBO（設計、建設、維持管理・運営一括発注：Design Build Operate）方式により本事業を実施」とありますが、資金調達方法はPFI方式という事でしょうか。	設計・建設業務の対価支払いは、第1 1. (8) ①に示すとおりです。	
4	実施方針	1	第1	1	(4)		事業目的	直近5ヵ年における汚泥焼却炉の焼却灰処分量、処分費用（ ^ト 単価）、処分先名を参考までにご教示願います。また、セメント資源化・堆肥化に係る委託量、委託費用（ ^ト 単価）、委託先名も併せてご教示願います。弊社検討に際し参考にさせて頂きたくお聞きする次第です。	本事業には直接関わりがないため、公表は行わない予定です。	
5	実施方針	1	第1	1	(5)		事業概要	「未利用用地利活用に係る提案も任意で受け付ける」とありますが、提案の有無や提案内容が事業者選定に係る総合評価へどのように反映されるか（配点等）、ご教示願います。	詳細は入札説明書等公表時に示します。	
6	実施方針	1	第1	1	(5)		付帯事業の収益の扱い	「事業者の独立採算による付帯事業として、西部浄化センター内の未利用用地利活用に係る提案も任意で受け付ける」とありますが、付帯事業で収益を上げてよく、その収益は事業者に戻ると考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
7	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	固形燃料利活用業務 ※2	固形燃料化物は廃棄物ではなく、JIS規格(JISZ7312)を満足する有価物となります。有価物であれば、当該自治体への事前説明は不要と考えますが、事前説明が必要な理由をご教示願います。	有価物の判断は、固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体の判断によるため、事前説明は必要です。
8	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	固形燃料利活用業務 ※2	事前説明は資格審査通過者が行うものとあります。事前説明が必要な場合、出し手（資格審査通過者）と受け手（利用先企業）の両方で説明を行うのが通常と考えますが、資格審査者が行うことの理由をご教示願います。	事業者の業務範囲に固形燃料化物有効利用業務を含んでいることから、事業者となり得る資格審査通過者による説明を求めています。資格審査通過者と利用先企業の両方で説明することは妨げません。
9	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	固形燃料利活用業務 ※2	脱水汚泥の外部搬出の実績があれば、輸送・処分費の実績をご提示頂けないでしょうか（円/t）。定期点検、故障等により脱水汚泥の外部搬出を行った場合、ペナルティ等は発生しないと考えて良いでしょうか。	第1文はNo. 4の回答を参照ください。 第2文はご理解のとおりです。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答	
		頁	章	項			タイトル			
10	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理業務 ※1	「原則として更新を除く。」との記載に関し、「更新」の定義を具体的に教示願います。当社が本事業で計画する修繕業務には単体機器類の更新も含まれるため、確認させて頂く次第です。	更新の定義は、用語の定義に示すとおりです。ストックマネジメント計画における小分類以上の機器類の交換を「更新」とします。
11	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理業務 ※1	更新について、実施方針P.2.※1に「・・・、原則として更新を除く。・・・(省略)・・・」との記載がありますが、更新が本事業で行う修繕の範囲外であること理由を具体的に教示願います。また本事業期間において、修繕から除外される更新の実施方法も併せて教示願います。	更新は、公営企業局が実施する業務範囲になります。事業者は、設備等の点検・修繕にて事業期間中の機能を維持することを前提とし、更新は想定していません。
12	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理・運営段階	※1で原則として更新を含まないと記載がありますが、下水道協会発行：「国交省・等通知文書 添付文書-1：[別表] 標準的耐用年数」の年数経過に伴う更新も含まず、別途工事での更新との理解でよろしいでしょうか。	No. 11の回答を参照ください。
13	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理・運営段階	「固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体」の定義をご教示願います（例えば、「当該施設が所在する市または県であればどの部署でも構わない」、「廃棄物対策課など廃棄物案件を扱う部署（市または県）に限定」など）。	固形燃料化物の有効利用施設等に応じて、適切な地方自治体を事業者の責で選定してください。後の固形燃料化物持ち込みに支障が生じないよう対応をお願いします。
14	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理・運営段階	「固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体への事前説明」については、資格審査通過者が行うよう規定されていますが、資格審査通過前のタイミングで事前説明を行った結果を証明する書類を提出することが有効かどうか、ご教示願います。	資格審査前に行った事前説明の証明書類は無効とします。
15	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理・運営段階	「それ以外の予期せぬ事態」が具体的にどのような事態を指すのか、ご教示願います（例えば、不可抗力のほか停電や節電要請対応などについても予期せぬ事態に含む など）。	事業者の事由に寄らずに固形燃料化施設の休止が生じるような事態を指します。
16	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理・運営段階	「また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた有効利用先の方針転換や、温室効果ガス削減効果の高い有効利用先の新設など、事業期間中の有効利用先の変更、追加の必要が生じた場合には、公営企業局と事業者が協議の上、有効利用先の取扱いを決定する。」とあります。例えば、国の政策により、有効利用先が大幅な運用制限を余儀なくされる場合など、有効利用先の著しい情勢変化が生じた場合には、有効利用先の変更、追加など事業内容の見直しについて、貴局と事業者が協議することができるものと理解いたしますが、当該認識でよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理・運営段階 ※2	事業者の事由により、事業者が自らの負担で脱水汚泥の外部搬出を行う場合、排出の主体は貴局、当該費用負担は事業者、という理解でよろしいかご教示願います。	排出事業者は公営企業局、外部搬出に要する費用の負担は事業者となります。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答	
		頁	章	項			タイトル			
18	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理・運営段階 ※2	「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた有効利用先の方針転換」に関し、貴局が想定している方針転換の内容を参考までに教示願います。また、「温室効果ガス削減効果の高い有効利用先の新設」につきましても、貴局で想定されている内容を併せてご教示願います。	第1文及び第2文共に、将来の可能性を記載したものであり、現段階で具体的には想定していません。
19	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理・運営段階 ※2	「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた有効利用先の方針転換」に関し、将来的な国の政策変更等により、汚泥燃料の有効利用に影響を与える状況が生じた場合、事業者は当該対応策について貴局と協議させて頂けると理解しておりますが、当該認識でよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	固形燃料化物外部搬出	※2にて「事業者の事由による固形燃料化施設の休止時には、事業者が自らの負担で脱水汚泥の外部搬出を行い」とありますが、外部搬出して産廃処理することが出来ると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、要求水準書（案）に示すとおり、脱水汚泥量の90%以上の固形燃料化を求めます。
21	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	固形燃料化物利用	※2にて「事業者自らその固形燃料化物の利用者となることを妨げない」ありますが、生成する固形燃料化物を固形燃料化施設で燃料として有効利用することが出来ると考えてよろしいでしょうか。	事業者が自ら有効利用企業として、本事業で製造した固形燃料化物を化石燃料の代替等として利用することは妨げませんが、本事業で建設する固形燃料化施設で直接利用することは認めません。
22	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	固形燃料化物利用	生成する固形燃料化物すべてを固形燃料化施設で有効利用することも可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 21の回答を参照ください。
23	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	事前説明	「事前説明を行った結果を証明する書類（議事録等）」については、説明を受けた地方自治体の署名や、持ち込みに当たって問題ないとのコメント等が必要でしょうか。	地方自治体の署名は不要ですが、固形燃料化物の持ち込みが問題ない旨の内容は必要です。
24	実施方針	2	第1	1	(5)	①	イ	維持管理・運営段階	「それ以外の予期せぬ事態」につきまして、具体的にご教示願います。	No. 15の回答を参照ください。
25	実施方針	3	第1	1	(5)	①	ウ	付帯事業	用地の使用許可は、令和27年3月31日まで一括しての許可となりますでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
26	実施方針	3	第1	1	(5)	①	ウ	付帯事業	未利用用地を、燃料化施設建設用地の一部として使用することは可能かご教示願います。また、「松山市にとって有益な提案であるものに限る」とありますが、貴局で想定されている未利用地活用事業のイメージがございましたら併せて教示下さい。	第1文は、未利用用地を事業用地として使用することは可能です。 第2文は、事業者提案の事業であり、公営企業局が想定している事業イメージはありません。
27	実施方針	3	第1	1	(5)	②	ア	設計・建設段階	「西部浄化センター運転管理業務受託者と事業者との調整」を公営企業局が行うこととなっておりますが、具体的にはどのような調整がなされる予定でしょうか。	本事業契約者、運転管理業務受託者、公営企業局の3者による定期的な協議を行い、施工工程の調整などを行います。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答	
		頁	章	項			タイトル			
28	実施方針	4	第1	1	(5)	③	ウ	計画処理量	本事業はサービス購入型の事業であり、汚泥処理量は事業性に重要な要素です。記載されている最小年間供給量を保証量と考えるか、最小年間供給量を下回った場合は、サービス購入料の変更を協議させて頂くと考えて宜しいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
29	実施方針	4	第1	1	(5)	③	ウ	計画処理量	計画処理量（日最大処理量、年間処理量、最小年間供給量）の事業期間中における変動幅に関する詳細をご教示願います。（下水道普及率向上等により計画処理量は初年度と最終年度では異なることが予想され、どの程度の変動幅を想定すべきか確認させていただきたいとの主旨）	ご質問にある資料はありません。
30	実施方針	4	第1	1	(5)	③	ウ	計画処理量	計画処理量に対して実績処理量が大幅に異なる場合の対応についてご教示願います。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
31	実施方針	5	第1	1	(5)	③	表1	消化ガス供給設備	表1「設計・建設と維持管理・運営の対象施設」（5頁）の「14消化ガス供給設備」とは既存設備との関わりでどの範囲までを指しているのかお教示願います。	要求水準書（案）の責任分界点に示すとおりです。
32	実施方針	4	第1	1	(5)	③	ウ	計画処理量	計画年間処理量と最小年間供給量には差が大きいものと思慮致します。そのため、事業者の維持管理費検討・算出ベースとなる汚泥処理量をご教示願います。可能なら年度毎、各月毎の汚泥発生量と計画処理量をご提示願います。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
33	実施方針	5	第1	1	(5)	③	表1	設計・建設と維持管理・運営の対象施設	注2)に「・・・高圧ケーブル配線は事業者が行う」とありますが、ケーブルの端末処理及び配電盤への接続は本事業範囲と考えてよろしいでしょうか。また本事業実施に当たり発注者工事と連携して試験調整業務を行う必要があると考えますが、その試験調整業務の実施主体は本事業受託者と考えておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	実施方針	5	第1	1	(5)	③	表1	設計・建設と維持管理・運営の対象施設	表中の土木施設 1 地下構造物・基礎類が維持管理の対象となっているが、何を想定しているのか具体的にご教示お願いいたします。	事業者が建設する地下構造物・基礎類の維持管理・運営が対象です。
35	実施方針	6	第1	1	(8)	②	ウ	サービス購入料B-3	各年度において、提案時の修繕内容と実際の修繕内容は異なることが予想されます。修繕内容の増減に関わらず、サービス購入料B-3は提案した金額が支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
36	実施方針	6	第1	1	(8)	②	ウ	サービス購入量B-3	「事業者の計画する業務内容に従い、・・・」との記載の通り、修繕費は各年度平準化された金額が支払われるのではなく、事業者が提案した修繕計画に基づく金額が各年度、四半期毎に支払われる、という理解でよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
37	実施方針	7	第1	1	(8)	③	固形燃料化物の有効利用による収入	副生成物の産廃処分を行う場合、排出の主体は貴局、当該費用負担は事業者、という理解でよろしいかご教示願います。	排出事業者は公営企業局、外部搬出に要する費用の負担は事業者となります。
38	実施方針	7	第1	1	(8)	③	固形燃料化物の有効利用による収入	「事業者は、・・・全量販売・運搬すること。」とありますが、事業スキームによっては必ずしも事業者が固形燃料化物を運搬するとは限らず、燃料有効利用先の所掌となる場合もあるかと思われま。事業者が運搬まで行う必要があるかどうかについて、ご教示願います。	固形燃料化物有効利用業務は、有効利用先への運搬を含むため、事業者の責で運搬までを対応してください。ただし、有効利用先に運搬業務を委託することは妨げません。
39	実施方針	7	第1	1	(8)	③	固形燃料化物の有効利用による収入	「事業者は、・・・(省略)・・・、全量販売・運搬すること」とありますが、運搬業務は事業者所掌ではなく、燃料有効利用先の所掌になる場合もありますことから、当該下線部は”全量有効利用すること”に修正願います。また、当該「運搬」を記載された意図をご教示願います。	No. 38の回答を参照ください。
40	実施方針	7	第1	1	(9)		事業期間終了時の措置	第三者への引継業務は、事業期間内に対応しなければならないと理解してよろしいでしょうか。	引継業務は、事業期間内に行うものとし、公営企業局との協議によります。
41	実施方針	7	第1	1	(9)		事業期間終了時の措置	「なお、固形燃料化施設の事業期間終了時の措置について、事業期間終了の3年前を目処に公営企業局及び事業者は協議を開始する。」とありますが、引き渡し時の前提条件として、性能確認試験で要求水準書の要求水準を満たすことを確認するという点でよろしいでしょうか。それを超える内容については貴市と協議をするということでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	実施方針	7	第1	1	(9)		事業期間終了時の措置	引継業務の対象は貴市であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 40の回答を参照ください。
43	実施方針	7	第1	1	(9)		事業期間終了時の措置	「性能を満足する状態に保持」につきまして、具体的にご教示ください。	要求水準書の要求水準及び事業提案書により提案された性能を満足するものとします。
44	実施方針	9	第2	1			事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	総合評価方式における価格点と技術点の割合、および技術評価の項目・配点等について、ご教示願います。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
45	実施方針	10	第2	3	(2)		固形燃料化物製造実験等に使用する汚泥の提供	応募者にて行う「事前に必要な手続き（松山市環境部廃棄物対策課）」に関し、具体的にご教示願います。	松山市環境部廃棄物対策課に、以下の内容を記載した書類を提出してください。 【記載内容】（任意様式） 汚泥の採取場所、採取目的、採取日時、採取量、試験スケジュール、運搬方法、余った汚泥の処理方法等。 なお、詳細は松山市環境部廃棄物対策課にお問い合わせください。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	章	項			タイトル		
46	実施方針	12	第2	4	(1)	③	応募者の構成等	「応募者の構成員又は協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない」とあります。応募者の協力企業が、他の応募者の協力企業として応募することは認められますでしょうか。	認められません。
47	実施方針	12	第2	4	(1)	③	応募者の構成等	「公営企業局が落札者と基本契約を締結後、落札者とならなかった応募者の協力企業が、事業者の協力企業として、特別目的会社から業務等を受託することは可能」とあります。これは「協力企業としての業務受託」は可能だが、特別目的会社への出資参画は認められない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	実施方針	12	第2	4	(1)	③	応募者の構成等	「ただし、公営企業局が・・・受託することは可能とする。」とありますが、落札者決定後、本事業受託者に協力企業を追加するためには、落札者とならなかった応募者の協力企業であった、という場合という理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
49	実施方針	14	第2	4	(2)		資格審査書類の提出	当該申請は上記②③④の資格に関するものに適用するという理解でよろしいか。(④のみではない)	ご理解のとおりです。
50	実施方針	15	第2	4	(3)	②	ア 応募者資格確認基準日から事業提案書提出日の前日まで	「・・・(省略)・・・、その理由がやむを得ないと認めるときは、・・・」に関し、当該”やむを得ないと認める状況”を具体的にご教示願います。	構成員の倒産等により、事業の継続が困難であると判断する場合等が該当します。詳細は、事業者と公営企業局がその都度協議します。
51	実施方針	15	第2	4	(3)	②	ア 応募者資格確認基準日から事業提案書提出日の前日まで	「貴局が指定する書類」を具体的にご教示願います。	個別事由により判断するため、現時点で具体的な想定がありません。
52	実施方針	15	第2	4	(3)	②	イ 事業提案書提出日から落札者決定まで	「貴局が指定する書類」を具体的にご教示願います。	個別事由により判断するため、現時点で具体的な想定がありません。
53	実施方針	15	第2	4	(3)	②	イ 事業提案書提出日から落札者決定まで	「・・・(省略)・・・、その理由がやむを得ないと認める場合に限り、・・・」に関し、当該”やむを得ないと認める状況”を具体的にご教示願います。	No. 50の回答を参照ください。
54	実施方針	17	第2	5	(6)		事業者を選定しない場合	事業者を選定しない場合は、入札は中止になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	実施方針	17	第2	5	(6)		事業者を選定しない場合	事業者を選定しない場合の判断の一つとして、「公営企業局の財政負担縮減の達成が見込めない」ことが挙げられていますが、判断基準となる費用想定をご教示いただくことは可能でしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
56	実施方針	17	第2	6	(4)		特別目的会社の設立	特別目的会社は市内設置が条件であり、対象となる公共施設内（西部浄化センター）に設置できるという認識でよろしいかご教示願います。	公共施設（西部浄化センター）内には設置できません。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
57	実施方針	17	第2	6	(4)		特別目的会社の設立	特別目的会社を株式会社として設立するよう規定がありますが、一方で、合同会社（会社の所有者と経営者が同じ、会社法上の規制も相対的に少なく会社経営費用も比較的安価）として設立する方法も考えられます。特別目的会社を株式会社に指定する理由をご教示願います。	合同会社と比較して、株式会社は監査役が置かれ、決算公告がなされるなど、より特別目的会社の健全性を担保する措置が講じられるほか、配当についても出資額に応じてなされるなど透明性が高く、本事業の主体として適切であると判断したことに依ります。
58	実施方針	18	第2	6	(6)		固形燃料化物の売買契約	貴局から事業者が買い取る固形燃料化物の取引最低価格（税抜 ¹ ）単価）をご教示願います。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
59	実施方針	18	第2	6	(4)	①	特別目的会社の設立について	「参加表明書に記載した構成員による出資比率の合計が全体の50%を超える者とし」とありますが、これは参加表明書に記載していない企業も特別目的会社に出資・参画することが可能ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	18	第2	6	(4)	②	イ 最大業務範囲実施者	特別目的会社について維持管理・運営企業のうち、「最大業務範囲実施者の出資」が条件となっています。「最大業務範囲実施」とは具体的にはどのような範囲を意図されておられますでしょうか。	維持管理・運営業務のうち、運営業務の主たる部分を担うものとしします。
61	実施方針	18	第2	6	(4)		特別目的会社の設立	事業者が優先交渉権獲得後もしくは事業契約締結後に、当該構成員以外の企業がSPCに出資・参画することは可能であると理解致しますが、当該認識でよろしいか念のためご教示願います。 その場合、当該出資者は維持管理・運営業務の一部を担う予定ですが、当該出資者は実施方針に規定された入札参加資格要件（P.12_第2.4.①、共通の参加要件、及び③、固形燃料化施設の維持管理・運営を行う者の参加資格要件）を満たしておりますこと補足致します。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
62	実施方針	18	第2	6	(7)		付帯事業契約の締結	付帯事業の内容に関し、貴局が実施を認めない事業内容を具体的に教示願います。	第1 1. (5) ①に記載のとおり、「経済面や環境面等から松山市にとって有益な提案」であるものに限り実施を認め、事業者からの提案内容により判断します。
63	実施方針	18	第2	7	(1)		著作権	事業提案書について「・・・落札者については落札者の同意なくして」全部又は一部を使用できる、とあります。事業提案書の内容には応募者のノウハウ事項が含まれます。ノウハウに該当する箇所については落札者の承諾がある場合に限り全部又は一部を使用できる、という理解ですが相違ないことを確認させていただきたく存じます。	公営企業局との間で本事業契約を締結して事業を遂行する前提で提出された落札者の事業提案書は、特定事業契約の一部をなすものとして、その図書の記載事項について事業者の著作権の全部ないし、一部の使用は落札者の同意なくして使用できるとしてあります。
64	実施方針	18	第2	7	(1)		著作権	「落札者については落札者の同意なくして」とありますが、事業提案書には落札者のノウハウが詰め込まれているため、落札者の事前の承諾を得ずして第三者に開示しないこと及び本件工書の目的以外には使用しないと理解しておりますが、この点ご確認下さい。	No.63の回答を参照ください。 また、事業提案書は、本事業の目的外に使用することは想定しておりませんが、本事業の事業期間終了後の引継ぎ及びその後の維持管理・運営継続段階では事業提案書の著作権の対象となる図書等を使用することもあり得ます。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答
		頁	章	項			タイトル		
65	実施方針	20	第3	1			リスク分担の考え方	資料2「リスク分担表」において、昨今のコロナ感染に関わるリスクも考慮されますでしょうか？	資料2「リスク分担表」No.24に示すとおりです。
66	実施方針	21	第3	3	(4)	③	オ 財務状況	「公認会計士等による監査」とありますが、会社法上の大会社には該当しない、本事業で設立する特別目的会社の場合は、構成員が派遣する監査役による監査を経た財務の状況を報告することでよい（公認会計士による監査は不要）、という理解でよろしいか教示願います。	本事業を遂行する特別目的会社の健全性等を担保する趣旨で、監査役監査のみではならず、公認会計士ないしは、監査法人による監査を経た財務状況の報告をする必要があります。
67	実施方針	21	第3	3	(4)	③	モニタリングの実施時期及び方法	モニタリングは公営企業局の職員によって行われ、外部コンサルは参加しないものと考えてよろしいでしょうか。	外部コンサルについては未定です。
68	実施方針	22	第4	1			表5 対象施設の立地条件	港湾法の手続が不要な敷地と考えてよろしいでしょうか。また、土壌汚染対策法、廃棄物処理法などの地域指定は受けていないと考えてよろしいでしょうか。	第1文は、臨港地区のため、港湾法の手続きが必要な敷地になります。港湾管理者と協議が必要な場合は、工事の開始の日の60日前までに届出等を行う必要があります。第2文は、土壌汚染対策法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による地域指定は受けておりません。
69	実施方針	22	第4	1			表5 対象施設の立地条件	土中からは可燃性ガスが発生しないと考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	実施方針	22	第4	1			表5 対象施設の立地条件	未利用用地面積（約2,050㎡）に関し、燃料化施設建設用地の一部（用役設備、製品貯留ホッパ等）として利用することは可能か、ご教示願います。	No.26の回答を参照してください。
71	実施方針	23	第4	2	(2)		施設の概要	除外施設の設置基準について、具体的な内容をご教示願います。	「除外設備」は「除害設備」に文言修正します。なお詳細は、松山市ホームページに示す下水の水質基準をご参照下さい。
72	実施方針	23	第4	2	(3)		施設の概要	環境条件等について、具体的な内容をご教示願います。	要求水準書（案）に示すとおりです。
73	実施方針	25	第6	1			基本的な考え方	「想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める」とありますが、当該具体的な内容は8月の入札説明書等公表時に公表されるとの理解でよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
74	実施方針	25	第6	2	(1)		ア 事業者の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「一定期間内に、」に関し、当該期間は貴局と事業者で協議の上、合意した期間を設定頂くものと理解しておりますが、当該認識でよろしいかご教示願います。	詳細は入札説明書等公表時に示します。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所						質問	回答	
		頁	章	項			タイトル			
75	実施方針	25	第6	2	(1)		ウ 事業者の責に帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「・・・(省略)・・・、事業者は公営企業局に生じた損害を賠償しなければならない」に関し、当該損害には間接損害は含まれないと理解しておりますが、当該認識でよろしいかご教示願います。	公営企業局が事業者の責めに帰すべき事由により特定事業契約を解除した場合における損害賠償の対象は、直接、間接に関わらず、特定事業契約が解除されたことに伴い公営企業局に発生する合理的な因果関係のある一切の損害です。解除することにより、次の事業者の募集及び契約に要する費用も含まれます。	
76	実施方針	25	第6	2	(3)			いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	「・・・(省略)・・・、なお、一定の期間内に協議が調わないときは、・・・」に関し、当該一定期間は事象に応じて、貴局と事業者間で協議の上、合意した期間を設定するものと理解しておりますが、当該認識でよろしいかご教示願います。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
77	実施方針	i	様式1	(第3条関係)				下水汚泥等廃棄物供与申請書_4(注1)	「松山市長(廃棄物対策課)の確認を受けたことが分かる書類」の添付が求められておりますが、当該書類の内容・様式を具体的にご教示願います。	No. 45の回答を参照してください。
78	実施方針	v	資料2	13				リスク分担表	法規・条例等の環境基準を満たしているにも関わらず、万が一過剰な要求や反対を受けるような問題に関しては、当該項目にある環境問題を超えて事業実施そのものにかかわる問題と考えてよろしいでしょうか。	事業者が実施する業務に関する環境問題は、法令上の環境基準を満たしている、いないにかかわらず事業者において対処すべきリスクとなります。過剰な要求や反対を受けることがあっても、原則として事業者において対応してください(もともと、このことは過剰な要求や反対を受け入れることを求めているものではありません。。「下水汚泥固形燃料化事業」そのものについての反対については、主として公営企業局にて対応しますが、環境基準以上の対応を求められることが直ちに事業実施そのものに関わる問題に当たるものではないと考えます。
79	実施方針	v	資料2	17				リスク分担表	当該リスクは、一般の保険補償範囲に限ると考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
80	実施方針	v	資料2	18				リスク分担表	工事期間中の物価変動に関し、「一定の範囲」とは、国土交通省の通達に基づく範囲(単品スライド・インフレスライドで工事代金の1.0%、全体スライドで工事代金の1.5%)と解釈してよろしいでしょうか。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
81	実施方針	v	資料2	18				リスク分担表	リスク分担表No. 18に規定されている「一定の範囲」について具体的にご教示願います。	No. 80の回答を参照ください。
82	実施方針	v	資料2	18				リスク分担表	「一定の範囲(内)」と記載の範囲について、事業段階毎(設計建設段階、維持管理運営段階)に、それぞれ具体的にご教示ください。	No. 80の回答を参照ください。
83	実施方針	v	資料2	18				リスク分担表	一定の範囲内の物価変動による費用増減は事業者のリスクとあります。入札公告の段階で、一定の範囲内を定量的に示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 80の回答を参照ください。
84	実施方針	v	資料2	18				リスク分担表	物価変動について一定の範囲内とは具体的に何%を想定しているのかご教示お願いいたします。	No. 80の回答を参照ください。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
85	実施方針	v	資料2	24			リスク分担表	工事期間中の不可抗力リスクに関し、「一定の割合」について、具体的な数値等をご教示願います。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
86	実施方針	v	資料2	24			リスク分担表	事業者のリスク負担欄に記載の「△※」が意図する「一定の割合までの負担に関し」を具体的にご教示ください。	No. 85の回答を参照ください。
87	実施方針	v	資料2	24			リスク分担表	不可抗力リスクの事業者負担の一定の割合は明確にしていますようお願いします。	No. 85の回答を参照ください。
88	実施方針	v	資料2	24			リスク分担表	リスク分担表No. 24「不可抗力リスク」について、「※一定の割合までは事業も負担」という規定がありますが、「一定の割合」がどのようなものか具体的にご教示願います。	No. 85の回答を参照ください。
89	実施方針	v	資料2	30			リスク分担表	「30 既調査(参考資料)に関し、測量・地質調査等の必要性の判断」が事業者負担となっています。既調査(参考資料)に基づいて測量・地質調査等を実施した結果、既調査(参考資料)の内容に誤りがあった場合、それに伴って実施した事業者側の測量・地質調査等の費用については公営企業局殿負担となる、との理解でよろしいでしょうか？	既調査に関するさらなる調査等の必要性の判断は事業者において行ってください。必要ありと判断して調査される場合に、どのような調査をされるかの判断も事業者に任されており、調査結果の内容にかかわらず、事業者の判断と費用負担で実施することになるとご理解ください。
90	実施方針	vi	資料2	30			リスク分担表	測量・調査に関し、事業者が既調査(参考資料)に関し、測量・地質調査等が必要であると判断し、測量・地質調査を実施した結果、既調査(参考資料)と異なる場合のリスクについては公営企業局が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	No. 89の回答を参照ください。
91	実施方針	vi	資料2	35			リスク分担表	「設計リスク」の「用地等」のうち事業用地の土壤汚染と埋設物として具体的にどのようなものをイメージされていますでしょうか。また発生した場合のリスクは貴市側にあるとの理解でよろしいでしょうか。	第1文は、現時点で具体的な想定はありません。 第2文は、ご理解のとおりです。
92	実施方針	vi	資料2	34			リスク分担表	建設工事に必要となる資材置場及び仮設事務所等の建設用地については、浄化センター内に建設期間内において借用できるものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	実施方針	vi	資料2	34			リスク分担表	借用可能な建設用地の場所・大きさを要求水準等に示していただくことはできませんか。	契約後の協議になります。
94	実施方針	vi	資料2	5152			リスク分担表	リスク分担表No. 51および52に規定されている「一定範囲」について具体的にご教示願います。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
95	実施方針	vi	資料2	51			リスク分担表	一定範囲内の汚泥の質又は量の変更は事業者のリスクとあります。入札公告の段階で、一定の範囲内を定量的に示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 94の回答を参照ください。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
96	実施方針	vi	資料2	51 52			リスク分担表	「一定の範囲(内)」を具体的にご教示願います。 また、操業開始後、実際の汚泥量や汚泥性状が、要求水準書(案)及び要求水準書(案)別紙に記載の内容と大きく異なる場合は精算対象として協議頂きたく、よろしくお願い致します。	No. 94の回答を参照ください。
97	実施方針	vi	資料2	51 52			リスク分担表	「一定範囲」とありますが、脱水汚泥の量と質ともに要求水準書(案)別紙P1～5に記載の実績と将来予測における最大値と最小値が一定範囲の上限と下限と考えてよろしいでしょうか。	No. 94の回答を参照ください。
98	実施方針	vii	資料2	55			リスク分担表	「一定の範囲(内)」を具体的にご教示願います。 また、操業開始後、実際の消化ガス発生量や性状が、要求水準書(案)及び要求水準書(案)別紙に記載の内容と大きく異なる場合は精算対象として協議頂きたく、よろしくお願い致します。	詳細は入札説明書等公表時に示します。
99	実施方針	vii	資料2	57 58			リスク分担表	固形燃料の品質に関するリスクNo. 57_58「仕様通りの固形燃料化物」とは、要求水準書(案) P. 25「2-1-1-(2)固形燃料化物の製造」に記載の内容を踏まえ、受渡当事者間の協定により定めた値に則り、貴局と事業者が別途定めるものとの理解でよろしいでしょうか。また、仕様通りの固形燃料の製造が行われない場合の原因として、流入下水の性状変化等が事由によることも考えられ、その場合のリスクは貴局所掌になると理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。	第1文は、ご理解のとおりです。 第2文は、流入下水の性状が原因であることが明らかである場合は、ご理解のとおりです。
100	実施方針	vii	資料2	59 60			リスク分担表	固形燃料の品質に関するリスクNo. 59_60「仕様通りの固形燃料化物」とは、要求水準書(案) P. 25「2-1-1-(3)固形燃料化物の製造」に記載の内容を踏まえ、受渡当事者間の協定により定めた値に則り、貴局と事業者が別途定めるものとの理解でよろしいでしょうか。また、仕様通りの固形燃料の製造が行われない場合の原因として、流入下水の性状変化等が事由によることも考えられ、その場合のリスクは貴局所掌になると理解しておりますが、当該認識でよろしいか教示願います。	第1文は、ご理解のとおりです。 第2文は、流入下水の性状が原因であることが明らかである場合は、ご理解のとおりです。
101	実施方針	vii	資料2	62			リスク分担表	リスク分担表No. 62に規定されている「貯蔵・運搬に関する責任・費用負担」について、事業スキームによっては必ずしも事業者が固形燃料化物を運搬するとは限らず、燃料有効利用先の所掌となる場合もあろうかと思われれます。運搬に関する責任・費用負担が事業者にあるかどうかについて、ご教示願います。	No. 38の回答を参照ください。

実施方針に関する質問回答

No.	資料名	該当場所					質問	回答	
		頁	章	項		タイトル			
102	実施方針	vii	資料2	62 63			リスク分担表	固形燃料の買取に関するリスクNo. 62_63_固形燃料の貯蔵・運搬に関するリスクにおいて、貴局の関係監督官庁への事前の調整不備等により、事業者が適正な運用が出来ない場合は貴局のリスク負担になるとの理解でよろしいでしょうか。 (例：廃掃法の観点から本事業で製造したものが監督官庁から廃棄物扱いと認識された場合など)	固形燃料化物の適性な運用については、事業者の責任で関係機関との調整等を行ってください。
103	実施方針	vii	資料2	64			リスク分担表	施設移管手続きに伴う諸費用発生について、貴局が想定する当該諸費用の内訳項目を具体的にご教示願います。	現時点での想定はありませんが、該当する事象が発生した場合に適用します。
104	実施方針	vii	資料2	65			リスク分担表	終了時のリスクの「施設性能の要求水準の未達」は事業者のリスクとなっていますが、事業終了時にどの程度の性能を確保する必要があるのか具体的にご教示願います。	No. 43の回答を参照ください。